

大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク使用等取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク（以下「記念ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第 2 条 何人も記念ロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) さいたま市、大宮盆栽村、大宮盆栽の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を提供する場合
- (5) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成 24 年さいたま市条例第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体が使用する場合
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (8) 記念ロゴの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (9) 記念ロゴの一部を切り取って使用する場合
- (10) 記念ロゴの著しい変形その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と認められる場合

(使用手続)

第 3 条 前条本文の規定にかかわらず、営利行為（記念ロゴを使用した物品、書籍等の販売又は有料サービスの提供等をいう。以下同じ）を目的として記念ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ「大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク使用等（承諾・変更）申請書」（様式第 1 号）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が前条各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該使用が大宮盆栽村の P R に寄与すると認められるときは、記念ロゴの使用を承諾する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾または不承諾を決定したときは「大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク使用等決定通知書」(様式第2号)を交付する。

(承諾内容の変更)

第4条 記念ロゴの使用承諾を受けた者(以下「受諾者」という。)が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク使用等(承諾・変更)申請書」(様式第1号)またはオンライン市役所さいたま(オンたま)(さいたま市 電子申請・届出サービス)にて市長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該使用が市の PR に寄与すると認められるときは記念ロゴの使用変更を承諾する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾または不承諾を決定したときは「大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク使用等決定通知書」(様式第2号)を交付する。

(使用上の遵守事項等)

第5条 記念ロゴを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、「大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴ使用マニュアル」に掲載されているものとする。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- (3) 使用者は、市が行う実績把握に協力すること。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第6条 市長は、使用者(受諾者を除く。)が第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等を行うことができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第7条 市長は、受諾者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その承諾を取り消すことができる。

- (1) 第5条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他この要綱に違反した場合

2 市長は、前項により承諾を取り消された受諾者に対して、「大宮盆栽村開村 100 周年記念ロゴマーク使用承諾取消通知書」(様式第3号)を速やかに交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを

負わない。

(損失等の責任)

第8条 市は、ロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、記念ロゴ使用による瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

3 使用者は、記念ロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

(使用期間)

第9条 ロゴマークを使用する期間は、令和6年4月11日から令和8年3月31日までとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、記念ロゴの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。